

なぜ、下水道使用料を改定するのか？

改定(案)の背景(どうして料金改定が必要なの？)

独立採算を原則とする下水道事業では、主にお客さまからの下水道料金により賄わなければなりません。これまで、費用の削減や収益の確保の取り組みを実施してきましたが、近年の人口減少、物価高騰の影響により下水道事業を取り巻く環境はより厳しく、経営状況は実質、赤字を計上しております。

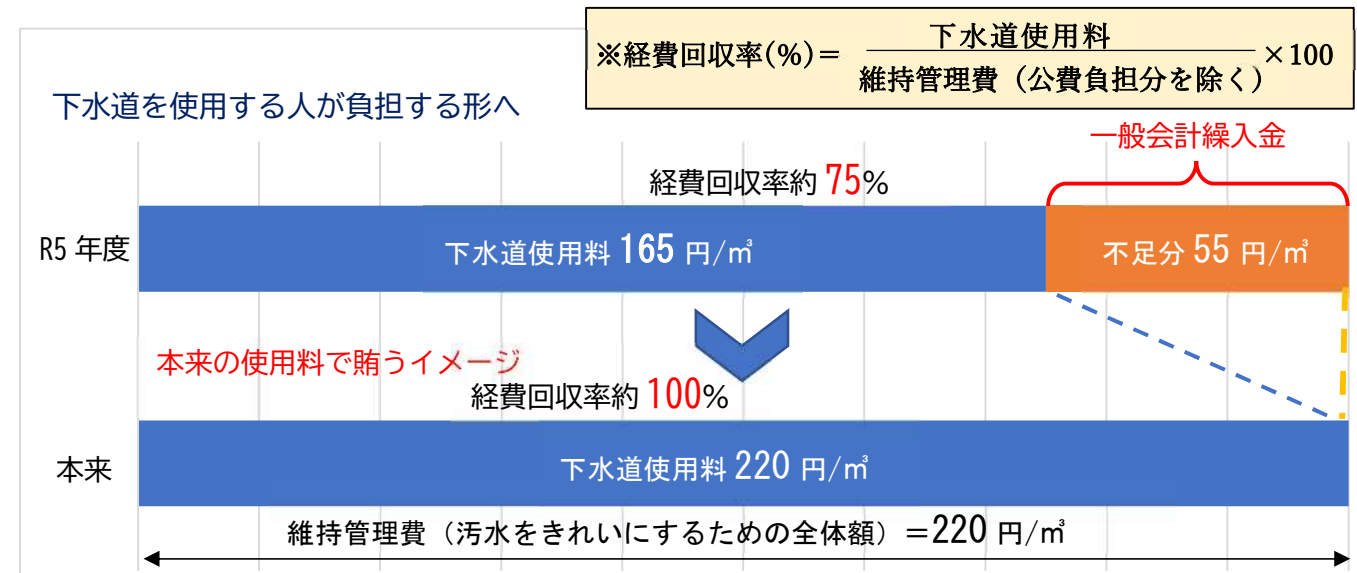
下水道の維持管理費は、使用者からの使用料で 100%を賄わなければならないところ、R5 年度時点公共下水道で経費回収率※75%程しか賄えておりません。不足分については、**一般会計繰入金**での補填を行っています。

そこで、物価高騰の経済情勢も鑑みながら、経費回収率向上のため下水道等使用料を改定するものです。

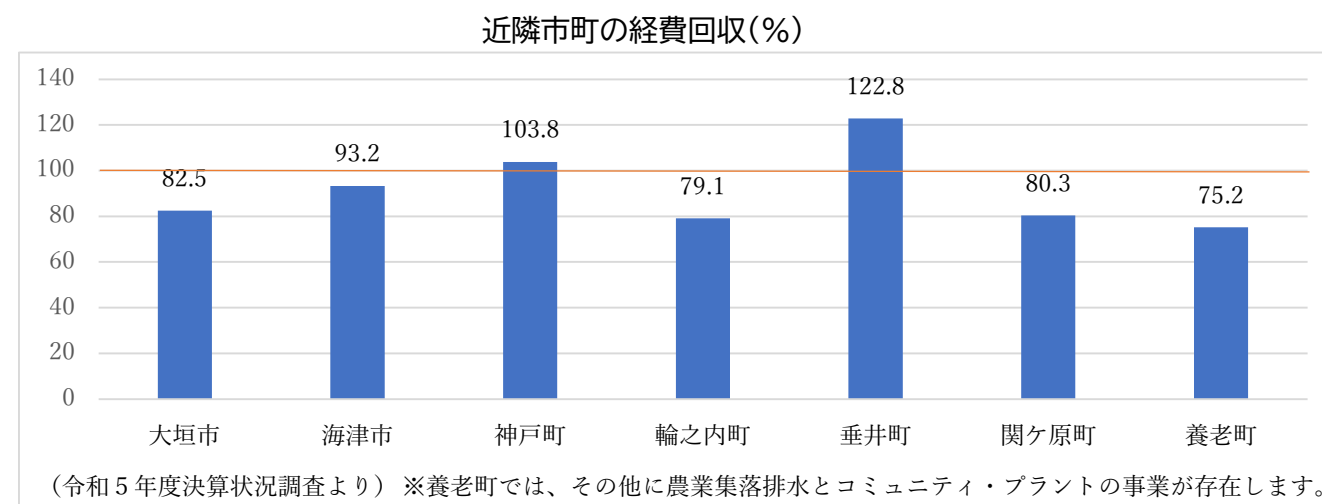
施設の老朽化に伴う
修繕費(更新費)の増加

人口、使用水量の減少に伴う
料金収入の減少

物価高騰などによる
経営環境の悪化



近隣市町はどうか？経費回収率について



下水道区域以外の人は関係ないこと？

下水道区域外の合併浄化槽の人は、浄化槽維持管理費として、下記の費用(例)を支払いしています。しかしながら、下水道の使用料金の一部を浄化槽の人も税金から負担している状況です。

また、月 20 ㎡を使用していると仮定すると、浄化槽管理費と下水道の費用を比較した場合、現行下水道料金は安価となっており、公平性の観点からも下水道事業の維持は下水道区域外の人も**無関係ではありません。**(単位：円)

R7.9.1 時点 浄化槽維持管理費 (目安)	保守点検費	清掃費	法定 11 条検査 (2 年目以降)	プロア電気料金	合計 (年額)	合計 (月額)
				Xkw×24H×365 日 ×@25 円/kwh		
5 人槽	17,985	34,788	4,500	7,008 (X:0.032kw)	64,281	5,357
7 人槽	17,985	37,495	4,500	10,512 (X:0.048kw)	70,492	5,874

下水道料金 (月額)	基本料金 (円)	基本水量 (㎡)	超過料金 (円)	水量別使用料(円/月) (消費税含む)			
				10(㎡)	20(㎡)	24(㎡) ※1	30(㎡)
養老町(現行)	2,200	10	148	2,200	3,680	4,272	5,160
(参考)1.30 倍	2,860	10	192	2,860	4,780	5,548	6,700
(参考)1.51 倍	3,322	10	223	3,322	5,552	6,444	7,782

※1 養老町：1 世帯当たり下水道平均水量(24 ㎡)(R7.9 実績)

料金改定をしない場合は、どうなるのか？

これまで組織再編・業務の民間委託による人件費の削減などにより、経費削減に取り組んできました。今後もさらなる経費削減・効率化に取り組んでまいります。現行料金のままでは、赤字経営が続きます。赤字の補填分については、一般会計繰入金が充てられており、更なる赤字分は**その他の行政サービス(福祉医療、教育費など)の低下**を招きます。

また、収入減少により、安定的なライフラインの維持に必要な費用を抑えてしまつては、道路の陥没などの事故の発生、下水道サービスの低下につながるおそれもあります。また、借金返済の資金を確保できなければ、施設の更新時には再度多額の借金をせざるを得なくなるため、**将来世代に負担を先送り**することにもなってしまいます。

今と将来の子どもたちへのメッセージ(暮らしを守るために)

今の暮らし

福祉・医療・教育サービスの維持
給食費など削減をしない

将来の暮らし

生活の営めるインフラのあるまち
施設の設備投資等

未来へ繋ぐ、料金改定へご理解をお願いします。

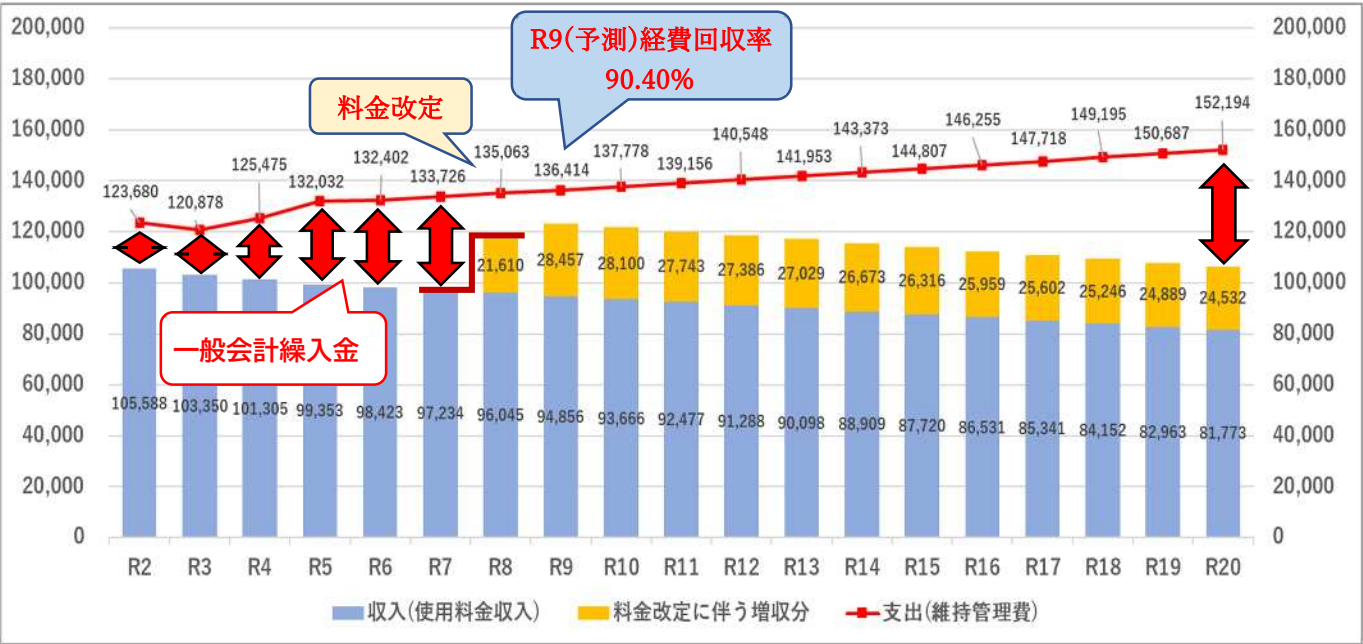
裏面 料金改定イメージ等

料金改定シミュレーション(今回の改定(案)は以下のとおりです)

令和7年度第2回上下水道事業経営審議会においては、下記のとおり決定しました。

令和8年6月に改定率30%

今後も、物価上昇に伴い、維持管理費は毎年1%ほどの上昇が見込まれます。 ↓ 公共下水道事業(例)



下水道使用料の改定(案)(どのように変わるの?いつから変わるの?)

基本料金(10 m³まで)と超過料金の合算した金額が、下水道使用料となります。

今回の改定では、基本料金及び超過料金ともに改定します。

例) 24 m³使用した場合

現行: 基本料金 2,200 円(10 m³) + 148 円 × 14 m³ = 4,272 円
改定後: 基本料金 2,860 円(10 m³) + 192 円 × 14 m³ = 5,548 円

養老町の一般家庭用使用水量 24 m³
(R7.9 実績) の場合
1,276 円の値上げ

上下水道事業経営審議会では、町民の方々の意見や、現在、政府が物価高騰対策を検討している情勢を勘案し、激変緩和として令和8年6月より改定率30%で改定することが妥当であるとの結論にいたりました。なお、今後は、上下水道事業経営審議会にて継続的な検討が必要となります。

下水道料金(月額) 改定年月・改定率	基本料金 (円)	基本水量 (m ³)	超過料金 (円)	水量別使用料(円/月)(消費税含む)(例)			
				10(m ³)	20(m ³)	24(m ³) ※1	30(m ³)
令和7年度現在	2,200	10	148	2,200	3,680	4,272	5,160
令和8年6月・30%	2,860	10	192	2,860	4,780	5,548	6,700

※1 養老町: 1世帯当たり下水道平均水量(24 m³)(R7.9 実績)

※料金改定率 = $\frac{\text{下水道使用料収入全体金額(改定後)}}{\text{下水道使用料収入全体金額(R7年度基準)}}$
何%増加したかを示すもの

下水道事業の経営について(Q & A)

Q: 上水道の料金は改定するのか。上水道料金も上がるのか。

A: 今回の改定(案)は、下水道のみです。今回の上水道料金は、改定しません。

Q: 今後、下水道区域は広げないのか。

A: 人口密度の増加が見込めないことなどの理由により、平成30年度に町として、当時の下水道整備区域以外は下水道を整備拡張しないという方針転換を行いました。

Q: どのような経営努力をしてきたのか。

A: ①下水道の普及啓発活動

毎年、下水道整備エリアにおいて、未接続の方を対象に接続を促す啓発活動を実施し、接続率の向上を図っています。

②経営効率化による人件費削減等

- ・施設の老朽化を踏まえ、定期点検と小規模修繕により施設の長寿命化を図ることにより、更新費用を抑制するとともに、計画的に更新工事を進めることで、発注時期の平準化を図っていきます。
- ・施設の保守管理者との委託内容を精査し、委託しています。

Q: 今回の改定(案)はどのように議論されてきたのか。

A: 今回の改定(案)に至るまでの主な審議は以下のとおりです。なお、審議会の議事録はHPより参照ください。

(令和6年度) 第1回 R6.10.29 第2回 R6.12.25 第3回 R7.2.27

(令和7年度) 第1回 R7.7.1 第2回 R7.9.30



上下水道事業経営審議会では、将来推計により令和10年度予測で経費回収率100%となる改定率を比較検討し、改定率51%が妥当であるとの結論に至りましたが、町民の意見や、政府が物価高騰対策を検討している情勢を勘案し、令和7年度の審議会において、激変緩和として改定率30%として決定しました。

Q: 県内の他市町の料金改定の動向は?

A: 下水道使用料の改定率として、羽島市39%(R5.1)、関市22%(R6.4)、岐阜市10%(R6.8)、大垣市6%(R8.4)、6%(R11.4)で改定を行っています。

Q: 下水道料金は、県内の他市町と比べてどのくらいか。(1か月20 m³換算の場合)

A: 現在は、県内、上から8番目の料金です。改定後は、県内、上から3番目の料金です。

Q: 今後の料金改定の予定はあるのか。

A: 現在、下水道事業経営戦略の見直しを行っているため、今後は、下水道使用料の適正化について、上下水道事業経営審議会にて継続的な検討が必要となります。

Q: 経営戦略とは何か。

A: 高度経済成長期の急激な人口増加に伴い整備された資産が一斉に更新時期を迎える中、安全で安定した生活基盤の提供を維持していくために、中長期的な視点で将来を見据えた効率的な事業運営を行っていくことが必要です。経営基盤の強化を図るため、投資及び財政の見通しを基に今後の方針をまとめた計画「養老町下水道事業経営戦略(平成28年度策定)」を令和3年度に改訂し、令和7年度に見直しを行います。